

プール学院大学短期大学部 学費等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第32条第2項の規定に基づき、学費等の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における学費等とは、学費ならびにその他納付金をいう。

2 学費とは、入学金、授業料、施設設備費および教育充実費をいう。

3 その他納付金とは、入学検定料および実習費等をいう。

(納入額)

第3条 学費等の額は、学則第32条第1項別表第3に定めるとおりとする。

2 学費のうち授業料、施設設備費および教育充実費は、入学を許可された年度の納入額をその者の在学中毎年度納入するものとする。

(納入方法および納入期限)

第4条 学費のうち授業料、施設設備費および教育充実費の納入方法は、一括納入と第1学期分と第2学期分に2分割して納入する分割納入の2種類とし、それぞれの納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入期限が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とする。

(一括納入の場合) 4月15日まで

(2回分割納入の場合) 第1学期分 4月15日まで

第2学期分 9月15日まで

(入学検定料)

第5条 本学に入学を志願する者は、出願手続きの際に所定の入学検定料を納入しなければならない。

(実習費等)

第6条 実習費等を必要とする場合は、その都度別に定める額を納入しなければならない。

(学費の延納)

第7条 学費等を経済的な事由等により第4条の納入期限までに納入できない場合、延納することができる。

2 延納が認められるのは、入学金を除く学費等とする。

3 入学時の入学金を除く学費等の延納は、原則として認めない。

4 延納を願い出る者は、本学所定の用紙に必要事項を記載し、保証人連署、捺印のうえ、学長の許可を受けなければならない。

5 延納手続きの詳細については別表1のとおりとする。

(再延納)

第8条 前条の適用を受けた者で経済的な事由等により所定の期限までに納入ができない場合、再延納することができる。

2 再延納を願い出る者は、本学所定の用紙に必要事項を記載し、保証人連署、捺印のうえ学長の許可を受けなければならない。

3 再延納手続きの詳細については、別表1のとおりとする。

(除籍予告)

第9条 所定の手続きをせず、定められた期限までに学費等の納入のない者には、除籍を予告する。

(除籍)

第10条 前条による除籍予告を受けたものが定められた期限までに所定の手続きをせず、学費等の納入のない者は、学則第19条第1項第2号の定めにより除籍する。

(除籍猶予・納入猶予)

第11条 除籍を予告された者が、所定の期限までに手続きをした場合は、除籍猶予ならびに滞納学費等の納入猶予を受けることができる。

2 除籍猶予ならびに納入猶予に係る手続き等については、別表1のとおりとする。

(再納入猶予)

第12条 前条による適用を受けた者が、所定の期限までに手続きをした場合は、滞納学費等の再納入猶予を受けることができる。

2 再納入猶予に係る手続き等については、別表1のとおりとする。

(休学者の学費)

第13条 休学を許可された者は、別表2のとおり在籍料を納入するものとする。

(復学者の学費)

第14条 休学者が復学を許可された場合は、当該学期の所定の学費等を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第15条 再入学者の学費は、授業料、施設設備費および教育充実費については、その許可された当該年度生の学費等を適用し、入学金については原則として全額を納入するものとする。

(退学、除籍および停学者の学費)

第16条 学期途中の退学者、除籍者および停学者は、当該学期の所定の学費等を納入しなければならない。

(留年者の学費)

第17条 修業年限を超えて在籍する者学費等は、入学年次のものを適用し別表3のとおりとする。

(途中卒業者の学費)

第18条 途中に卒業する見込みの者は、当該学期の学費等を納入するものとする。

(長期履修学生の学費)

第19条 長期履修学生の学費等については、在学年数に分割して納入するものとする。

(学費等の返還)

第20条 一旦納入された学費等はいかなる理由があっても返還しない。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、常務理事会の承認を経て学長が行うものとする。

(雑 則)

第22条 学費等の取扱に関し、学則およびこの規程に定めない事項については学長が決定するものとする。

附 則

この規程は2001（平成13）年4月1日から施行する。

この規程は2005（平成17）年4月1日から施行する。

この規程は2006（平成18）年4月1日から施行する。

この規程は2007（平成19）年4月1日から施行し、2006（平成18）年度以前の入学者にも適用する。

この規程は2008（平成20）年4月1日から施行する。

この規程は2011（平成23）年4月1日から施行する。

この規程は2012（平成24）年4月1日から施行する。

この規程は2013（平成25）年4月1日から施行する。

この規程は2015（平成27）年4月1日から施行する。

別表 1

第一学期の場合

		願い出種別	手数料(円)	提出期限(注1)	納入期限(注2)	備考
延納を事前に申し出た者		延納願	なし	4 / 15	6 / 30	願い出は総務課窓口で 手数料の証紙貼付のう え提出すること
		再延納願	1,000	6 / 30	成績発表の前日	
除籍予告を 受けた者	予告時期 4 / 15 (正規納入期限)	除籍猶予願	5,000	5 / 15	6 / 30	
		納入猶予願	1,000			
		再納入猶予願	1,000	6 / 30	成績発表の前日	
	予告時期 6 / 30 (延納期限)	除籍猶予願	5,000	願い出 提出不要	成績発表の前日	手数料は学費とともに 振り込むこと

第二学期の場合

		願い出種別	手数料(円)	提出期限(注1)	納入期限(注2)	備考
延納を事前に申し出た者		延納願	なし	9 / 15	12 / 20	願い出は総務課窓口で 手数料の証紙貼付のう え提出すること
		再延納願	1,000	12 / 20	成績発表の前日	
除籍予告を 受けた者	予告時期 9 / 15 (正規納入期限)	除籍猶予願	5,000	10 / 31	12 / 20	
		納入猶予願	1,000			
		再納入猶予願	1,000	12 / 20	成績発表の前日	
	予告時期 12 / 20 (延納期限)	除籍猶予願	5,000	願い出 提出不要	成績発表の前日	手数料は学費とともに 振り込むこと

(注1) 提出期限日が休日にあたる場合は、事務室総務課窓口の翌取扱日を提出期限とする。

(注2) 納入期限日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とする。

別表 2

在籍料 (円)

	第1学期	第2学期
休学	30,000	30,000

別表 3

卒業に必要な所要単位	授業料	施設設備費 教育充実費	その他納付金
4単位以下	学期所定額の50%	全額(学期所定額)	全額(学期所定額)
5単位以上20単位以下	学期所定額の70%		
21単位以上	学期所定額の全額		